

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十六年三月二十四日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

分室長（その他）  
次長（北部、東広島分室）

を

分室長（その他）  
次長（北部、東広島分室）  
地方税総括管理監

に、

子ども家庭センター	所長（西部）	二種
	所長（東部）	三種
	所長（北部）	四種

を

子ども家庭センター	所長（西部）	二種
	次長（その他）	三種

に改める。

別表第二備考2の表三種の部中

厚生環境事務所	次長（西部（支所を除く。） 東部（支所を除く。））
農林水産事務所	次長（西部（事業所を除く。） 東部（事業所を除く。））

を

厚生環境事務所	次長（西部（支所を除く。） 東部（支所を除く。））
子ども家庭センター	次
農林水産事務所	次長（西部（事業所を除く。） 東部（事業所を除く。））

に改め、同表四種の部中

県税事務所	次長（北部、東広島分室）
-------	--------------

を

県税事務所	次長（北部、東広島分室） 地方税総括管理監
-------	--------------------------

に改める。

附則

この人事委員会規則は、平成二十六年四月一日から施行する。